

○釜石市児童生徒就学援助要綱

平成 25 年 5 月 29 日

教育委員会告示第 3 号

釜石市児童生徒就学援助要綱(平成 17 年釜石市教育委員会告示第 3 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる法第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対して行う援助(以下「就学援助」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 就学援助を受けることができる者は、市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者又は市の区域外に住所を有し、釜石市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者

(就学援助の方法及び範囲)

第 3 条 就学援助の方法は、別表第 1 費目の欄に掲げる区分に応じ、同表対象経費の欄に定める経費(以下「就学援助費」という。)を支給することにより行うものとする。

2 就学援助の範囲は、別表第 2 対象者の欄に掲げる区分に応じ、同表就学援助の範囲欄に定めるとおりとする。

(就学援助費の額)

第 4 条 就学援助費の額は、予算の範囲内で当該就学援助の費目ごとに教育委員会が別に定める。

(申請)

第 5 条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、当該児童生徒の在籍する学校の長(以下「校長」という。)を経由し、教育委員会に対して就学援助の申請を行わなければならない。

(認定)

第6条 教育長は、前条に定める申請があった場合は、これを審査し、就学援助の認定の可否を決定するものとし、その結果を校長を経由して申請者に通知する。

2 教育長は、前項の審査に当たっては、必要に応じ民生委員の助言を求めることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 就学援助費の支給を受けた申請者(以下「被援助者」という。)は、当該就学援助費を支給する目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し等)

第8条 被援助者は、就学援助を必要としなくなったときは、直ちにその理由を付して、教育委員会に就学援助認定の取消しの申出をしなければならない。

2 教育長は、被援助者が第2条に規定する受給資格を有しなくなったと認められるとき又は前項の申出があったときは、就学援助の認定を取消すものとする。

3 教育長は、被援助者が虚偽の申請その他不正の手段により就学援助を受けた場合又はこの要綱の規定その他この要綱に基づく指示に違反した場合は、就学援助の認定を取消し、既に交付した就学援助費があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

費目	対象経費
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	小学校の第2学年以上の学年に在籍する児童又は中学校の第2学年以上の学年に在籍する生徒が通常必要とする通学用品の購入費
校外活動費	児童生徒が校外活動(学校以外に教育の場を設けて行われる学校行事としての活動をいう。)に参加するため、直接必要な交通費及び見学料
通学費	次に掲げる児童又は生徒が通学のために公共の交通機関を利用した場合の交通費

	(1) 通学距離が4キロメートル以上である児童 (2) 通学距離が6キロメートル以上である生徒 (3) 特別支援学級において教育を受ける児童又は生徒
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業に必要な体育実技用具の購入費
新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
医療費	児童生徒が学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した医療費の自己負担分
学校給食費	児童生徒の保護者が負担すべき学校給食費

別表第2(第3条関係)

対象者	就学援助の範囲		
	市の区域内に住所を有し、釜石市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に係るもの	市の区域内に住所を有し、釜石市立以外の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に係るもの	市の区域外に住所を有し、釜石市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に係るもの
第2条第1号に該当する保護者のうち、法に基づく教育扶助を受けている保護者	修学旅行費及び医療費	修学旅行費	医療費
第2条第1号に該当する保護者のうち、法に基づく教育扶助を受けていない保護者及び第2条第2号に該当する保護者	学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、医療費及び学校給食費	学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費及び新入学児童生徒学用品費	医療費及び学校給食費

釜石市児童生徒就学援助要綱取扱要領

釜石市児童生徒就学援助要綱取扱要領（平成25年釜石市教育委員会教育長決裁）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、釜石市児童生徒就学援助要綱（平成28年釜石市教育委員会告示第2号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、釜石市児童生徒就学援助の実施及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 要綱第2条第2号に規定する要保護者（以下「要保護児童生徒」という。）に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（以下「準要保護児童生徒」という。）は、当該年度又は当該年度が不明である場合は前年度において、次のいずれかの状況にある者とする。

- （1）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当の支給を受けている者（支給停止又は一部支給停止である者を除く。）
- （2）世帯の収入の額を生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する需要を基準として教育委員会が定めた需要の額で除して得た数が100分の130未満である世帯に属する者
- （3）その他教育委員会が特に必要と認める者

（申請）

第3条 要綱第5条に規定する申請は、釜石市就学援助費受給申請書（様式第1号）を当該児童生徒の在籍する学校の長（以下「校長」という。）を經由して教育委員会に提出するものとする。

- 2 校長は、必要に応じて釜石市就学援助費受給申請書に就学援助を必要と認める意見を付するものとする。
- 3 申請書は、就学援助を受けようとする申請者（保護者）1人につき1部を提出するものとする。

（審査及び認定）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請の認定に当たり、福祉事務所その他の関係機関に当該調査に係る参考となる資料の閲覧や提出及びその他の協力を求めることとする。

- 2 認定は、転入学等の事情により年度の中途に申請があった場合、教育委員会に就学援助費受給申請書が到達した日が月の15日までのときは当該月の1日付けとし、16日以降のときは翌月の1日付けとする。ただし、災害等による年度途中の申請については、この限りでない。
- 3 翌年度の認定は、教育委員会が定めた日までに教育委員会に到達した就学援助費受給申請書については4月1日付けとする。ただし、災害等により、この日を過ぎて教育委員会に到達した就学援助費受給申請書については、この限りでない。

（審査書類）

第5条 教育委員会は、要綱第6条に規定する審査に当たり、必要と認めるときは、申請者に対し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

（認定の通知）

第6条 要綱第6条に規定する認定の可否の通知は、教育委員会は釜石市就学援助認定通知書（様式第2号）又は釜石市就学援助非認定通知書（様式第3号）により校長を経由して保護者に通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合、認定の通知については要保護及び準要保護児童生徒認定者名簿（様式第4号）をもって代えることができるものとし、校長はその内容を保護者に書面により通知するものとする。

（就学援助費の請求等の委任及び支給）

第7条 被援助者は、就学援助費の請求及び特別な事情がある場合の受領に関する権限については校長に委任することができるものとする。また、就学援助費のうち医療費及び学校給食費の被援助者負担分の支払については教育委員会に委任することができるものとする。

- 2 就学援助費の請求の委任を受けた校長は、要綱別表第1に係る経費を援助する場合には、各費目の就学援助費支給調書（様式第5号から様式第17号まで）を教育委員会が別に定める日までに教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、就学援助費を支給する際には、費目及び額を釜石市就学援助支給額決定通知書（様式第18号）により校長を経由して申請者に通知するものとする。
- 4 就学援助費の支給は、原則として給食費及び医療費を除き、被援助者に対して直接支給するものとする。ただし、被援助者が指定する金融機関の口座へ口座振込みにより行うことができるものとする。
- 5 被援助者は、就学援助費の受領について、あらたに口座振込みを希望する場合又は既に指定している金融機関の口座の変更を希望する場合は、釜石市就学援助費口座振込依頼届出書（様式第19号）を教育委員会に提出するものとする。
- 6 就学援助費の受領の委任を受けた校長は、被援助者に特別の事情がある場合に限り、第4項の規定に関わらず、教育委員会に対して校長が指定する金融機関の口座へ口座振込みを依頼できるものとする。
- 7 要綱別表第1に規定する学用品費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費の支給は、月割りとし、当該月の在籍日数が当該月の日数の2分の1以上である場合に支給するものとする。
- 8 要綱別表第1に規定する通学用品費及び新入学児童生徒学用品費の支給は、4月1日において認定を受けている被援助者に対して支給するものとする。
- 9 要綱別表第1に規定する医療費については、被援助者の委任を受けた教育委員会は、医療機関に直接支払うものとする。
- 10 要綱別表第1に規定する学校給食費については、被援助者の委任を受けた教育委員会は、学校給食センターに直接支払うものとする。

（給与完了報告）

第8条 校長は、当該年度の現金による支給事務が全て完了した時点で、就学援助費個人支給明細書兼受領書（様式第20号）を添えて釜石市就学援助費給与事務完了報告書（様式第21号）を教育委員会に速やかに提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の報告の内容を審査し、支給事務が適正に完了したと確認できた場合は、就学援助費個人支給明細書兼受領書を校長に返却するものとする。
- 3 校長は、就学援助費個人支給明細書兼受領書を釜石市教育委員会文書管理規程（平成19年釜石市教育委員会訓令第3号）に定める保存年限に基づき保存するものとする。

(認定の取消し)

第9条 要綱第8条に規定する就学援助認定の取消しの申出は、被援助者が釜石市就学援助認定取消申出書(様式第22号)を校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

2 前項の申出を受けた教育委員会は、被援助者に就学援助認定を取消した旨を釜石市就学援助認定取消通知書(様式第23号)により校長を経由して通知するものとする。

3 当該年度において、被援助者が市立の学校間で転学したときは、被援助者及び校長は、第3条及び第1項に規定する手続を要しないものとし、教育委員会が各々の学校へ認定及び取消した旨を通知するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。